



指定難病医療費受給者証更新申請のお知らせ

下記のとおり更新申請の受付を行いますので、期間中にお手続きください。

同封の「必要書類の確認リスト」により提出書類の確認をお願いします。

※受給者証の内容（氏名、住所、保険証 等）に変更がある場合は窓口で申請してください。

【窓口で申請される方】

申請期間 9月1日（月） ～12月26日（金） （土日祝日除く） （早めの申請がお薦めです）	受付日時	午前の部 9時00分～11時30分
		午後の部 13時00分～17時00分
	会場	郡山市保健所1階 保健・感染症課 （郡山市朝日二丁目15-1）

【郵送で申請される方】

申請期間 9月1日（月） ～12月26日（金） （早めの申請がお薦めです）	申請受付期間内に必要書類を同封の上、下記まで郵送してください。不足書類がある場合、受付できませんので、ご注意ください。	
	送付先	〒963-8024 郡山市朝日二丁目15-1 郡山市保健所 保健・感染症課 精神・難病係

※必ず連絡先（電話番号）をご記入ください。

～ご注意ください～

- ・9月1日（月）～9月30日（火）が集中受付期間になります。年内に新しい受給者証の発行を希望される方は、できるだけ集中受付期間中に申請ください。
- ・**「申請書」と「同意書」を記入の上、必要書類をすべて揃えて申請**してください。
（必要書類が揃っていない場合は受付できません）
- ・申請期間内（9月1日（月）～12月26日（金））に受付ができない場合は更新できません。新規で申請いただくようになります。
- ・保険証等の有効期間をお確かめください。（有効期間が切れているものはお取扱いできません）
- ・更新と同時に変更等の届け出もある場合は受給者証の交付が遅れることがあります。

☆必要書類交付の窓口と内容について

交付窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・郡山市役所 市民課 ・各行政センター及び連絡所 ・市民サービスセンター ・緑ヶ丘市民サービスセンター ・郡山市役所 資産税課（所得課税証明書のみ） ・コンビニ（利用者証明用電子証明書を搭載しているマイナンバーカードが必要）
交付書類の内容	<ul style="list-style-type: none"> ① マイナンバー記載の住民票（世帯全員のもの） ② 令和7年度（令和6年分）所得課税証明書

※加入している保険証の種類によって所得・課税証明書をお取りいただく対象者が異なります。下記、**表1**をよくご覧ください。

※コンビニで各種証明書をお取りいただく際は、マイナンバーカードに利用者証明用電子証明書を搭載している必要があります。詳しくは交付する市町村のマイナンバー担当課までお問い合わせください。

※令和7年1月1日時点で郡山市外に住民票があった方は、所得課税証明書（所得額・課税額がわかるもの）について転出した市町村窓口にお問い合わせ下さい。

表1

提出書類		提出書類の対象者	
		資格情報のお知らせ等、 または医療保険証	市民税所得額課税額証明書
国民健康保険（郡山市国保、退職国保、各種国民健康保険組合等）		同じ国保に加入している方 全員分	同じ国保に加入している方 全員分 （中学生以下は不要）
後期高齢者医療制度		同じ住民票上で、後期高齢に加入している方 全員分	同じ住民票上で、後期高齢に加入している方 全員分
被用者保険 （社会保険） ・全国健康保険協会 ・健康保険組合 ・共済組合 等	患者様が 被保険者本人	患者様本人分のみ	患者様本人分のみ
	患者様が家族 （被扶養者）	患者様本人分のみ *ただし、患者本人の保険証に被保険者名の記載がない場合、被保険者分も必要です。	被保険者分のみ *ただし、被保険者が非課税の場合は被保険者及び患者様本人分も必要です。

お問い合わせ

郡山市保健所保健・感染症課 精神・難病係
〒963-8024 郡山市朝日二丁目15-1

電話：024-924-2163 FAX：024-934-2960

【必要書類の確認リスト】

◎は必ず必要です。



チェック	必要書類	注意・説明事項
	◎ 指定難病医療費支給認定申請書（更新用）	必ず裏面も記入してください
	◎ 同意書	申請者が未成年等の場合は法定代理人記載必要
	◎ 令和6年及び令和7年の指定難病医療費受給者証の画面（全面）コピー （自己負担上限額管理表で医療費が確認できない方は、医療費申告書＋医療費総額がわかる領収書等のコピー）	窓口申請の場合は原本を御持参ください 今年と前年分の受給者証が必要です （前年の受給者証がない方は今年分のみ）
	◎ 臨床調査個人票	必ず指定医が記載したもの
	◎ マイナンバー記載の住民票（世帯全員のもの）	発行から3か月以内のもの
	◎ 令和7年度（令和6年分）市民税所得・課税証明書（生活保護の方は不要）	1) 国保、後期高齢者の場合 →医療保険世帯全員分 （中学生以下は不要です） 2) 健保・社保の場合 ①患者様が被保険者→患者様本人分 ②患者様が家族（被扶養者）→被保険者様分 ※被保険者が非課税の場合は、患者様本人分も必要
	◎ 資格情報のお知らせ等のコピー、または医療保険証のコピー ※1 （生活保護受給者で医療保険に加入していない方は不要）	1) 国保と後期高齢者の場合 →医療保険世帯全員分（お子様分も必要） 2) 健保・社保の場合 ①患者様が被保険者→患者様本人分 ②患者様が家族（被扶養者） →患者様本人分と被保険者様分 ※患者様の保険証で被保険者様名が記載されている場合は被保険者様分省略
の 該 当 者 の み	障がい年金、遺族年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当等の金額が分かるもの（障害年金証書のコピー、振込通知書のコピー等）	市民税が非課税世帯（市民税所得割・均等割が非課税）の場合のみ ※前年の1月1日～12月31日の金額が分かる書類を御持参ください
の 該 当 者 の み	世帯員の指定難病医療費受給者証、小児慢性特定疾患医療受給者証のコピー（有効期限内のもの）	同一医療保険世帯内に受給者証をお持ちの方がいる場合のみ
の 該 当 者 の み	生活保護決定通知書、生活保護受給証明書、生活保護変更通知書いずれかのコピー	生活保護を受けている方

※1 マイナンバーカードと医療保険証の一体化で、保険証のコピーを提出できない方は、保険者から交付される「資格情報のお知らせ」か「資格確認書」、またはマイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報」のいずれかのコピーを提出してください。